

3 / 3 1 時点でお持ちの許可が 4 / 1 からどうなるか 以下の手順でご確認ください。

現状確認 1

大きく分けて下記の5パターンに分類されます。3 / 3 1 時点のご自身の許可取得状況がどれに該当するかを確認の上、次ページ以降の該当する説明ページを御覧ください。

高知県(積替え保管 なし) と 高知市(積替え保管 なし) の許可を所持
高知県(積替え保管 あり) と 高知市(積替え保管 なし) の許可を所持
高知県(積替え保管 なし) と 高知市(積替え保管 あり) の許可を所持
高知県(積替え保管 あり) と 高知市(積替え保管 あり) の許可を所持
高知市の許可のみを所持(積替え保管の有無は問わない)

現状確認 2

各説明ページは左右2つに分かれています。
お手元に高知県と高知市の収集運搬業の許可証を用意して許可品目を比べていただき
高知県の許可品目の方が多い又は県と市の許可品目が同じ場合は左側を
高知市の許可品目が多い場合は右側の説明を御覧ください。

(例) 高知県: がれき類の許可を取得 高知市: がれき類と金属くずの許可を取得
この場合は高知市の許可品目の方が多いので右側を御覧ください。

手続き等

各説明に基づき必要な手続き等を行ってください。

高知県（積保なし）と高知市（積保なし）の収運許可を所持

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

高知県

がれき類
(積替え保管なし)

高知市

がれき類
(積替え保管なし)

4 / 1の改正により

高知県

高知市の許可は4 / 1付けで失効し
高知県の産業廃棄物収集運搬業の許可で
高知県下の全ての自治体で収集運搬を
行うことができます。
全ての申請・届出の窓口は高知県になります。
高知市に失効した許可証を返納してください。

高知県の
許可品目

<

高知市の
許可品目

高知県

がれき類
(積替え保管なし)

高知市

がれき類・金属くず
(積替え保管なし)

4 / 1の改正により

高知県

市の許可の有効期限
以降は高知市内で金
属くずを運ぶことが出
来なくなります。
有効期限付けで市の
許可が失効した後も
金属くずを運ぶため
には県に変更許可申請
が必要です。

高知市

3 / 31時点でお
持ちの許可証の有
効期限までは従
来どおり業務を
行えます。
詳しくはお問合せ
ください。

高知県（積保あり）と高知市（積保なし）の収運許可を所持

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

高知県

がれき類
(積替え保管あり)

高知市

がれき類
(積替え保管なし)

高知県

がれき類
(積替え保管あり)

高知市

がれき類・金属くず
(積替え保管なし)

4 / 1の改正により

4 / 1の改正により

高知県

高知市の許可は4 / 1付けで失効し
高知県の産業廃棄物収集運搬業の許可で
高知県下の全ての自治体で収集運搬を
行うことができます。
全ての申請・届出の窓口は高知県になります。
高知市に失効した許可証を返納してください。

高知県

市の許可の有効期限
以降は高知市内で金
属くずを運ぶことが出
来なくなります。
有効期限付けで市の
許可が失効した後も
金属くずを運ぶため
には県に変更許可申
請が必要です。

高知市

3 / 31時点でお
持ちの許可証の
有効期限までは
従来どおり業務
を行えます。
詳しくはお問合せ
ください。

高知県（積保なし）と高知市（積保あり）の収運許可を所持

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

<

高知県

がれき類
(積替え保管なし)

高知市

がれき類
(積替え保管あり)

高知県

がれき類
(積替え保管なし)

高知市

がれき類・金属くず
(積替え保管あり)

4 / 1の改正により

4 / 1の改正により

高知県

高知市内で積替え
保管を行っている
許可業者は、4 / 1
以降、高知県にその
旨の届出を行う必要
があります。
詳しくは高知県に
お問合せください。

高知市

全て従来どおり
です。
今後も各種申請
や届出は高知市
と高知県の両方
に行ってください。

高知県

高知市内で積替え
保管を行っている
許可業者は、4 / 1
以降、高知県にその
旨の届出を行う必要
があります。
詳しくは高知県に
お問合せください。

高知市

全て従来どおり
です。
今後も各種申請
や届出は高知市
と高知県の両方
に行ってください。

高知県（積保あり）と高知市（積保あり）の収運許可を所持

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

高知県の
許可品目

高知市の
許可品目

<

高知県

がれき類
(積替え保管あり)

高知市

がれき類
(積替え保管あり)

高知県

がれき類
(積替え保管あり)

高知市

がれき類・金属くず
(積替え保管あり)

4 / 1の改正により

4 / 1の改正により

高知県

高知市内で積替え
保管を行っている
許可業者は、4 / 1
以降、高知県にその
旨の届出を行う必要
があります。
詳しくは高知県に
お問合せください。

高知市

全て従来どおり
です。
今後も各種申請
や届出は高知市
と高知県の両方
に行ってください。

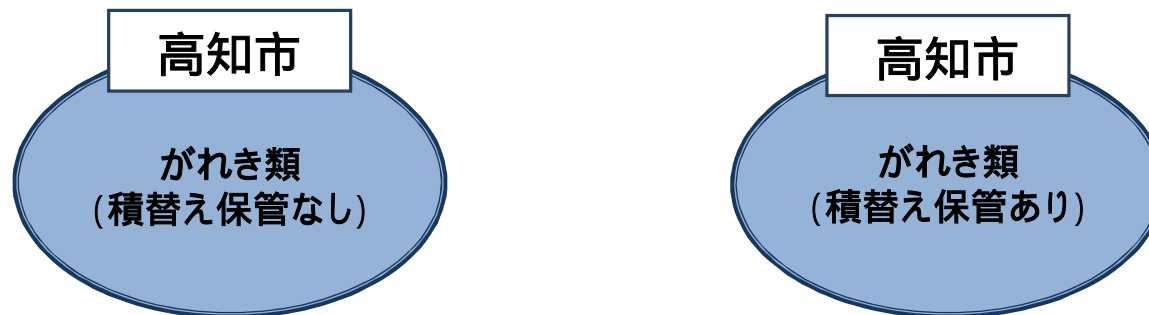
高知県

高知市内で積替え
保管を行っている
許可業者は、4 / 1
以降、高知県にその
旨の届出を行う必要
があります。
詳しくは高知県に
お問合せください。

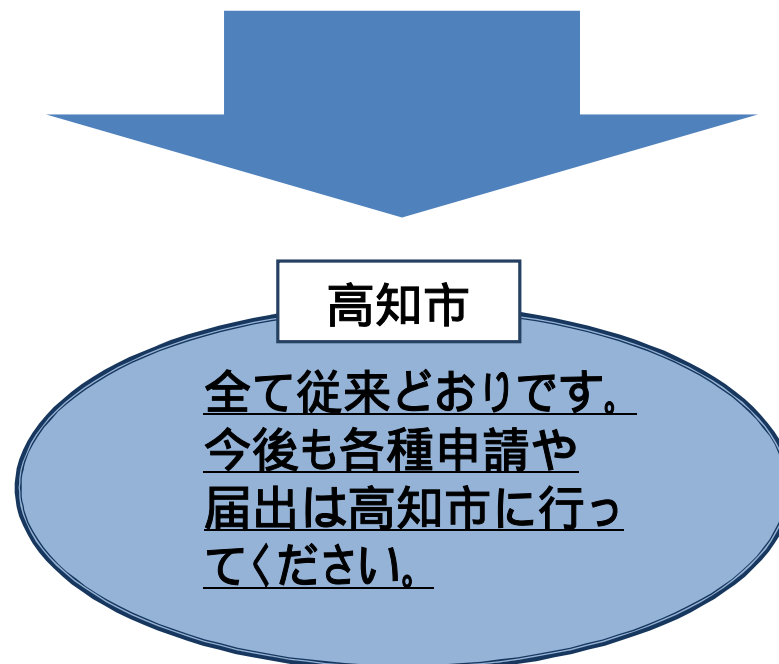
高知市

全て従来どおり
です。
今後も各種申請
や届出は高知市
と高知県の両方
に行ってください。

高知県の許可が無く 高知市の許可のみを所持



産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化対象外



収集運搬業許可の合理化の経過措置について

1 . 経過措置の適用対象者

改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

2 . 経過措置の適用期間

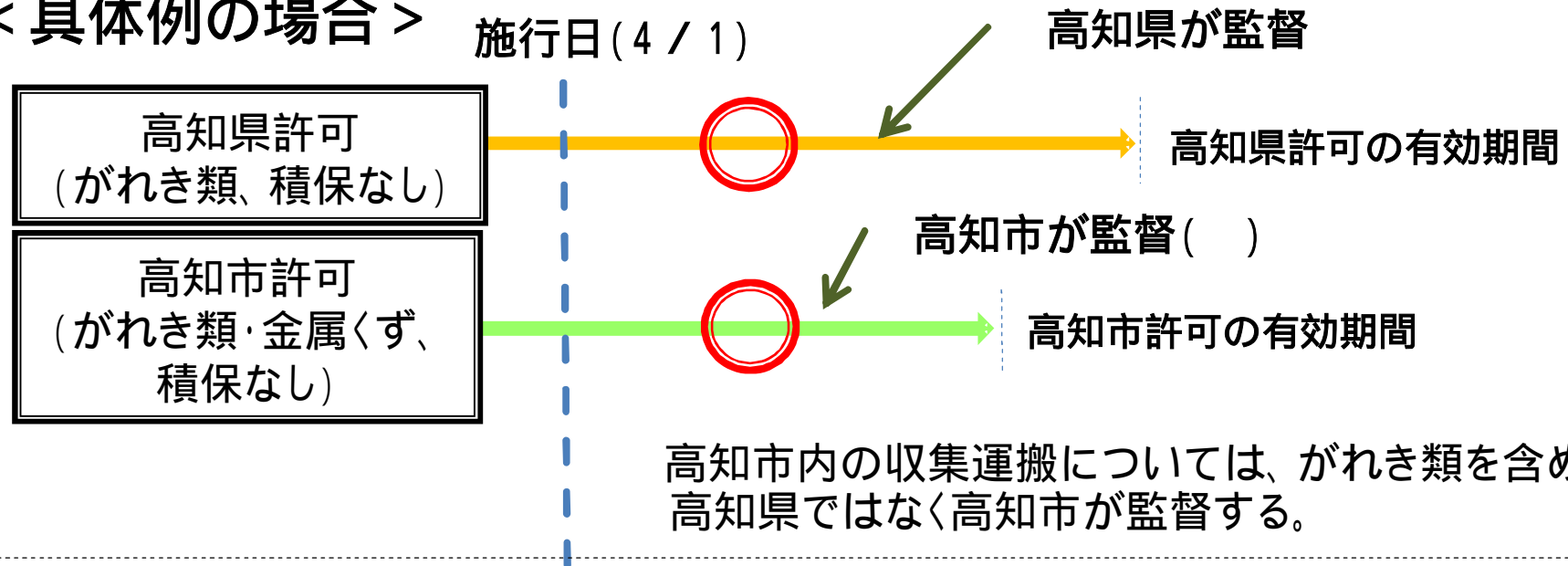
施行日（平成23年4月1日）から従前の許可の有効期間までの間。

経過措置適用対象者の具体例

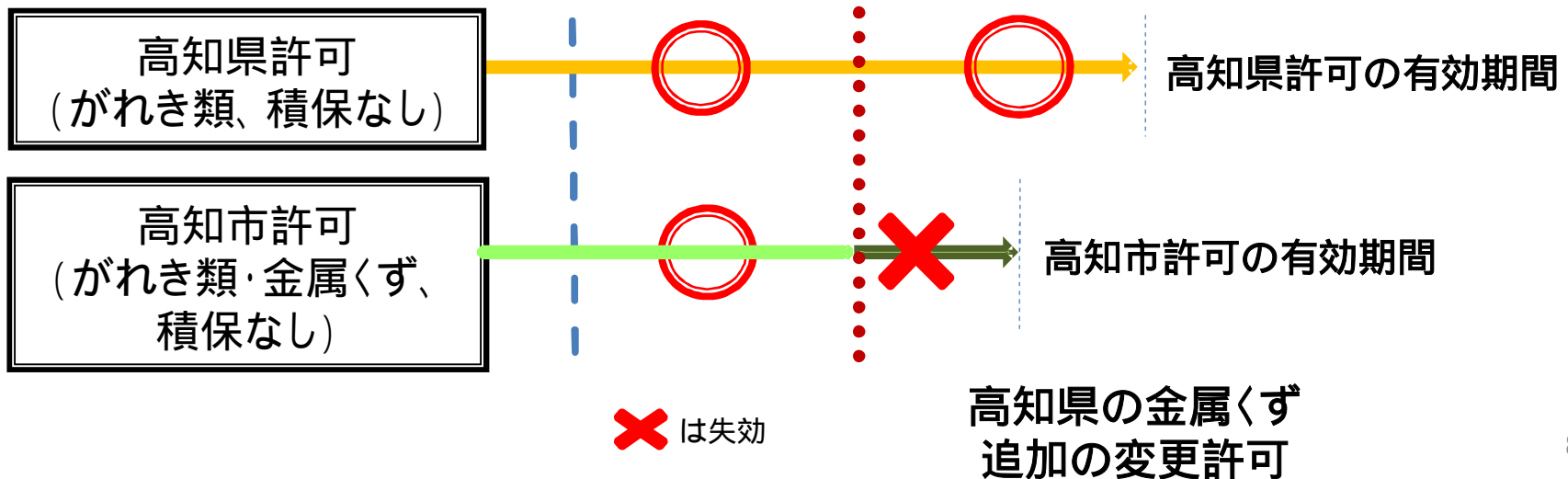
高知県内において、高知県（がれき類、積替えなし）の許可および高知市（がれき類及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者。
高知県の許可の事業の範囲の方が、高知市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通り高知市内で業を行うためには、高知県の変更の許可を受ける必要がある。

経過措置について（イメージ図）

< 具体例の場合 >



< ただし、以下の場合に至ったときは、経過措置の適用対象外となる。 >



～ 産業廃棄物を排出される事業所の方へ～

注 意

平成22年度の廃棄物処理法の改正により産業廃棄物収集運搬業の許可が合理化され、それに伴い高知市で取得している許可が失効する産業廃棄物収集運搬業者が相当数います。

現在、産業廃棄物を処理するために許可業者と委託契約を結んでいると思いますが、その契約書には委託基準により許可証の写しを添付することが義務付けられています。

そのため

対 応

平成23年4月1日時点で高知市の許可が失効する産業廃棄物収集運搬業者と委託契約を結んでいる高知市内の事業所の方(排出者)は、契約書に高知県の許可証の写しを差し替えて添付する必要があります。

(元々高知県の許可証を添付している場合は対応は不要です。)

特に、単年度契約ではなく長期間の自動更新契約を結んでいる場合に、許可の現状の確認を忘れ気づかないままに委託基準に違反してしまう場合がありますので御注意ください。